

**能登川スポーツセンター体育館移転新築工事（建築工事）  
変更請負契約の締結につき議決を求めることについて**

能登川スポーツセンター体育館移転新築工事（建築工事）請負契約を次のとおり変更するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

契約内容のうち変更する事項

契 約 金 額	991,141,800円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額90,103,800円）
変更前契約金額	959,200,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額87,200,000円）
増 額	31,941,800円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,903,800円）

#### 提案理由

令和元年5月31日に締結した能登川スポーツセンター体育館移転新築工事（建築工事）請負契約の一部を変更したく、本議案を提出するものである。